

別紙様式2(初任者研修主催用)

事業計画書
介護未経験者に対する研修支援事業(主催事業)
①介護職員初任者研修の主催

プルダウンから選択
してください

1 基本事項

水色のセル □のみ入力してください

法人名等	社会福祉法人 ふくしま	法人名のみ記載
代表者名	理事長 福島 一郎	代表者役職名および代表者名
法人郵便番号・住所	960-8670 福島市杉妻町2-16	書類送付先を記載または「法人と同じ」と記載してください
電話番号	024-521-8620	
連絡先	担当者所属氏名	福祉課 主任 福島 一子
	郵便番号・住所	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
	T E L	024-521-8620
	F A X	024-521-7917
	E - mail	tiikiiryokaigo@pref.fukushima.lg.jp

連絡がつく電話番号とアドレスを記載

2 事業計画

区分	内容
開催期日	第30期 令和7年6月11日～令和7年12月10日 第31期 令和7年8月11日～令和7年2月10日
開催場所	特別養護老人ホーム地域園 大会議室
参加者	(1)参加者(参集範囲) 高校3年生から65歳未満の方で、研修終了後は介護職に従事しようとする方 (2)参加者数(受講定員) (2)参加者数 第30期 20名 第31期 20名
事業の目的	介護に携わる方が、基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技能・態度を身につけ、良質な介護を提供できる人材を育成し社会に貢献する。

研修日等の開催日

※学則、日程表、募集要項、チラシ等を添付すること。

3 事業費

補助対象の受講料を記載

区分	受講料	補助対象人数	合計	積算内訳
【補助対象経費】 受講料	60,000 35,000	35 5	2,100,000 175,000	受講料110000円の内、補助対象60000円 60,000円×35人(受講料補助対象) 35,000円×5人(受講料補助対象) 0 50,000円×35人分(補助対象外) 0
補助対象経費計			2,275,000	
【補助対象外経費】 寄付金その他の収入金			1,590,925 220,000	45,455円×35人分(受講料補助対象外) 5,000円×40人テキスト代 500×40保険料
補助対象外経費計			1,810,925	
総事業費			4,085,925	補助対象外の受講料、テキスト代、保険料等は金額と積算内訳を記載すること 別途、収入予算書(任意様式)添付※税抜

※経費区分には学則で定める受講料単価毎に記入すること。

所要額調書

①介護職員初任者研修の主催

機関・団体名 社会福祉法人 ふくしま

(単位:円)

区 分	総事業費 A	寄附金 その他の 収入額 B	消費税 及び 地方消費税 C	差 引 額 (A-B-C)D	対象経費 の 支 出 予 定 額 E	基 準 額 F	選 定 額 G	補助率 H	補 助 金 所 要 額 I	備 考 欄
介護未経験者に対する 研修支援事業(主催事業)	4,085,925	1,810,925	0	2,275,000	2,275,000	2,400,000	2,275,000	10/10	2,275,000	①介護職員初任者研修の主催
				＜基準額＞ ①介護職員初任者研修の主催 上限60,000円×補助対象人数 ②介護職員実務者研修の主催 上限150,000円×補助対象人数 ※①②どちらもテキスト代は補助対象外						
合 計	4,085,925	1,810,925	0	2,275,000	2,275,000	2,400,000	2,275,000		2,275,000	

(注1) 寄付金その他の収入額や消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税は対象経費に含めないこと。
(注2) E欄には、補助対象経費の支出予定額を記入すること(=D欄の金額に一致すること)。
(注3) F欄には、公募の場合は別紙補助事業一覧の基準額、交付申請の場合は内示時の選定額、変更交付申請の場合は交付決定時の選定額を記入すること。
ただし、介護職員初任者研修の主催のみ、内示時の選定額や交付決定時の選定額より別紙補助事業一覧の基準額が下回る場合は、再度算出した基準額を記入すること。
(注4) G欄は、E欄とF欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
(注5) I欄には、G欄の金額にH欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。なお、I欄の合計は千円未満を切り捨てて記入すること。
(注6) H欄の補助率は10/10、又は4/5を記入すること。
(注7) 一つの法人が複数の研修会を実施する場合は、研修会毎に1行ずつ記入すること。